

平成 2 8 年 6 月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 2 8 年 6 月 1 5 日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成28年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

平成28年6月15日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第68号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第69号 太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例を廃止する条例について

日程第3 議案第70号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について

日程第4 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第64号 市道路線の認定について

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	上 疆	議員	委員	橋本 健	議員
委員	村山 弘行	議員	〃	入江 寿	議員
〃	堺 剛	議員			

3 欠席委員は次のとおりである（1名）

副委員長 宮原 伸一 議員

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

建設経済部長	井浦 真須己	上下水道部長	今村 巧児
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤田 彰	上下水道課長	古賀 良平
都市計画課長	木村 昌春	施設課長	谷崎 一郎
建設課長	山口 辰男		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	花田 善祐
書記	山浦 百合子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

日程につきましてはお手元に配付しているとおりです。

それでは、直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第68号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（上 疆委員） 日程第1、議案第68号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 皆さん、おはようございます。

議案第68号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

長うございますので、章ごとにご説明させていただいて質疑をお受けするという形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（上 疆委員） はい、お願いします。

○都市計画課長（木村昌春） そしたら、説明させていただきます。

改正条文は、構成が既存の条例の並び等も考慮したものとなっておりますので、わかりにくいところがございます。したがって、説明は、事前にお配りしております条例の逐条解説と全員協議会でお配りしました地区計画案の概要を使用し説明させていただきます。説明の都合上、あちこちに飛びますが、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、逐条解説の下線を引いた部分が今回改正をさせていただいた部分となります。

まず、本条に新たに目次立てをしております。章として5章立てとなっております。

まず、第1章でございます。

第1条、目的でございます。第1条は地区計画案の概要の2ページの地区計画の目標としております歴史、観光核の形成に資するため、この条例の目的に適正な都市機能、健全な都市環境の整備を行うことで、良好な住環境の確保だけでなく良好な景観形成を図ることも目的としたものでございます。具体的に申しますと、本条例は建築基準法に基づく建築物の構造などの制限に加えまして、景観法に基づく形態意匠や色彩の制限につきましても地区計画に定めるものとしたものでございます。

第2条でございます。第2条は、景観法に用いられております用語につきましても本条例で使用する旨加えたものでございます。

ここまでが第1章でございます。

○委員長（上 疆委員） まず第1章について何かご質疑はありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、第2章をお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） 次に、第2章に参ります。

第2章、建築基準法に基づく建築物の用途等に関する制限でございます。

第3条でございます。この条例を適用する区域を定める規定でございます。歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定を行った区域に本条例を適用するものとする規定を追加いたしました。

次、3ページでございます。

第4条になります。第4条は、表現の変更でございます。内容の変更はございません。

次、第5条でございます。第5条は、建築基準法上、建築物の用途制限の緩和を規定したものでございます。

この逐条解説の24ページの別表3をごらんください。

対象地域の都市計画の用途地域は、現在第1種低層住居専用地域になっております。この地域では、現在は店舗専用の建物は建築できません。兼用住宅としての建築のみ認められておりましたが、地区計画法を設定することによりまして、この表の(1)のとおり2階建て以下の喫茶店または飲食店が床面積150㎡のものまで専用店舗として建築可能となります。また、今まで建築できなかった観光案内所や公衆便所なども30㎡まで建築可能となります。備考欄には、喫茶店と飲食店の定義について記載しております。これは、地区計画案の概要の2ページの土地利用に関する基本方針に記載しておりますように、喫茶店であれば梅ヶ枝餅や太宰府梅香茶など菓子やお茶の提供を行うもの、飲食店であればさいふうどんや太宰府のかしわ御飯などのうどんやそば、地域のおもてなし料理の提供を行うものを想定しております。

逐条解説の3ページに戻っていただきたいと思っております。

第5条の解説にございますように、政庁通りへの回遊性を高めることを目的としておりますが、4ページの最後のほうに、下から6行目でございますけれども、店舗の立地が歴史的風致の維持向上に寄与するものでなければならないとしております。

次、5ページをお願いいたします。

第6条、第7条、第8条、第9条につきましては、第5条の追加による条ずれと表現の変更でございます。内容の変更はございません。

以上が第2章でございます。

○委員長（上 疆委員） 第2章の第3条から第9条までについて、何かありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 済みません、確認なんですけど、先ほどの定義の中で喫茶店とは喫茶店または甘味店、そして飲食店、うどん店、またそば店という、この限定枠になっていきますけれど

も、この範囲というのはちょっと弾力性を持たせるのか、それともこの限定でいくのか、そのあたりちょっとお示しいただければ。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 限定というか、想定ということにしております。実際に建築確認申請が上がった時点で協議をさせていただいて、なるべく地元の食材とかを使った料理店であるとか、喫茶店で営業していただければと思っております。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） そしたら、特にそのうどん、これは代表想定ということで記入されているということですね。

○都市計画課長（木村昌春） 歴史的風致維持向上地区計画の県、国との協議の中で、その歴史的風致維持計画の内容に沿ったものにならなければならないということになっておりますので。

○委員（堺 剛委員） なら、前提論としては規定に沿っておけばいいということよろしいですね。

○都市計画課長（木村昌春） はい。

○委員（堺 剛委員） 以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、第3章をお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） それでは、第3章に参ります。

8ページをお願いします。

第3章、景観法に基づく建築等の形態意匠に関する制限でございます。

第10条でございます。地区計画において建築物の用途の緩和とともに形態意匠の制限を設けることとしております。

25ページの別表第4をお開きください。

この表の表題のように、この地域を形態意匠制限区域といたします。用途の緩和だけではなく、この地区計画の目的にふさわしくない建築物や屋外広告物が建つことも考えられますので、建築物や屋外広告物などの形態意匠や色彩等の制限を設けるものでございます。

8ページに戻っていただきます。お願いします。

第11条でございます。第11条は、建築物の形態意匠の制限の基準について規定したものでございます。本条のただし書き以降の内容は、他法令で設置することが義務づけられているものについて、この制限の対象から除外される旨規定しております。制限の規定から除外される他法令の詳しい内容は、この逐条解説の9ページから12ページまでに記載しております。詳細な説明は省略させていただきます。

形態意匠の制限の基準の詳細につきましては、逐条解説の25、26ページの別表5に記載しております。

それでは、別表5の基準の概要について説明させていただきます。

逐条解説の25、26ページをお開きください。

まず、1項目めに記載しております建築物等の形態意匠につきましては、太宰府市景観計画の景観形成基準等の内容と同様の内容となっております。屋根の形状の基準や設備類の修景方法、建物の外壁や屋根等の色彩及び基調色の基準について記載しています。色彩は、日本工業規格マンセル値で具体的に示しております。

また、2項目めの屋外広告物等の基準につきましては、基本的には後ほどご説明いたします太宰府市屋外広告物条例の重点地区の基準と同じ内容となっておりますが、この地区計画区域として若干厳しい内容も含まれております。屋外広告物の基準より厳しい内容につきましては、さいふまいの道筋でもあったこと等の歴史的な地域としての特性を考慮いたしまして、(2)の広告物の材料として木質素材を基本としたこと、大きな面積の広告物の設置を抑制するため(7)と(8)のエの面積に上限を設けたこと、(12)の窓面の利用はできないことを規定しております。

また、屋外広告物ではないですが、3項目めとして自動販売機も際立った色彩のものが設置される可能性が考えられることから、彩度の基準を設けております。

4項目めの工作物の高さも、この地域が低層住宅地ということを考慮いたしまして、2階建ての戸建て住宅よりも高い工作物の設置は好ましくないという考え方から、高さを7m未満といたしました。

次に、12ページをお願いいたします。

第12条でございます。第12条は、建築確認申請を行う前にこの条例に基づく申請を行い、市長の認定を受けなければならないことを規定しております。申請者の方は、市から適合認定書を受けた後、建築確認申請や工事に着手することとなります。

次、14ページをお願いいたします。

第13条でございます。第13条は、第11条の形態意匠制限の基準に関する違反があった場合の措置命令について規定しております。工事の停止や改築、改善、模様替え、色彩の変更などを命じることができる旨規定したものです。また、施工者が不明な場合は行政代執行ができることも規定しております。

次、15ページでございます。

第14条でございます。第14条は、第13条の違反建築物の設計者、工事の請負人、不動産の取引を行った者の氏名等を監督官庁であります国土交通省や県に通知しなければならない旨の規定をしております。

次、16ページでございます。

第15条でございます。第15条は、国や地方公共団体が建築物等を建築する場合の認定手続の特例について規定しております。国や地方公共団体が本地区計画区域に建築物等を建築する場合は、第13条及び第14条の違反等に関する措置命令の適用はございません。しかし、国等であ

っても基準に適合する必要があることから、この規定を設けたものでございます。

次、第16条でございます。第16条は、工事着工時には工事現場等の見やすいところに適合認定がなされたことを表示しなければならないことを規定しております。

次、17ページでございます。

第17条でございます。第17条は、形態意匠制限から除外するものを規定しております。

第1項の第1号から第8号まで規定しております景観重要建造物や国宝、史跡、市町村や国が指定する文化財、仮設建築物や、第2項に規定しておりますこの地区計画の施行時に既に存在する建築物や工事中の建築物は制限から除外されます。

第2項は、この既存不適格建築物の適用除外規定となっております。

しかし、第3項第1号には、当初の地区計画施行時において既に不適格であった場合、その時点では制限から除外されてあっても、その後地区計画に変更があった場合には除外規定の適用から外れるという条文を規定しております。つまり、これは次の地区計画が変更されるまでには地区計画の趣旨を理解していただいて、現在不適格状態について何らかの改善措置を講じなければならないというものでございます。

20ページをお願いいたします。

第18条でございます。第18条は、必要に応じて工事計画や進捗状況の報告を求めることや立入検査を行うことができる旨の規定をしております。

以上が第3章でございます。

○委員長（上 疆委員） 第3章の第10条から第18条までですね、ちょっと長いですがけれども、この関係でご意見はありませんでしょうか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 適用の除外というところでもう一回ちょっとお聞きしたいんですが、既存のものがありますよね。それは今ここに逐一説明が書いてございますけれども、実際何カ所ぐらいあるのかですね。この辺は実際に現地に行って調べられているのでしょうか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） まず、この地区計画の区域内に建物が全部で52軒ございます。52軒の中で建築物の用途でございますとか形態意匠、広告物とか自動販売機の関係もございましてけれども、それで不適格の部分なんですけれども、建築物の用途が1件ですね。それと屋根の形状があるんですが、屋根の形状が6件、それと広告物については6件ですね、自動販売機については1件の不適格のものがございます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにはありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） この区域内での土地とかそういったところの問題はなかったですかね。区域内において、何か土地の利用について、それは特に問題ない。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 土地の利用につきましては、都市計画法、建築基準法、それに縛られておりますので、第1種低層住居専用地域の基準であれば特にその土地の取引については問題ないと思います。ただ用途の制限とか建築時の制限を今回設けさせていただいているものになります。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにはございませんか。

入江委員。

○委員（入江 寿委員） この条例の強制力ってどこまであるものなのかというのをちょっと聞きたいんですけども、例えば家を建てる時には県の建築確認ってとらないといけないと思うんですけども、その確認の中でだめというのは絶対だめなんですよね。かといって、この地域の中で、いやあ、私はヨーロッパ風な家がいいとかという方がおられたときに、そこをそれは絶対だめですよと言えるぐらいの条例なのかなというところがちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 基本的には建築確認申請を出していただくようになるんですが、この条例に基づいて適合認定書というのを発行します。適合認定書に認定されて、その証明を発行したものでなければ建築確認はおらないことになっています。できればこの条例のとおり形態意匠であるとか色彩とかは守っていただくようになるんですけども、そこは協議になると思われまして。その中で協議させていただいて、後からも出てくるんですが、もし適用できないような奇抜な物が建ったとしたら、建築基準法の罰則等もございまして、その適用になると思います。この通りの雰囲気を感じていただいて建築していただければいいと思いますので、それはあくまでこちらからお願いしてご理解していただくしかないと思います。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにはないですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） ないようでしたら、第4章をお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） 続きまして、第4章、第5章は続けて説明させていただきます。

まず、第4章、雑則でございます。

第19条は、この条例を施行するために必要な手続事項を規則に委任するための規定でございます。

次、21ページでございます。

第5章、罰則でございます。

第20条、第21条は、それぞれ違反行為に対する罰則を定めたものでございます。詳細は、各条の解説をごらんください。

本条の改正により追加または変更されたものとしたしましては、第20条につきましては罰金の額は以前の条例では10万円以下としておりました。これを50万円以下としております。これは建築基準法上同様の違反行為が50万円以下となっているため、上位法との刑罰の均衡を図る必要があるという検察庁の指導により変更したものでございます。

22ページでございます。

第21条は、新規に追加した規定でございます。内容は解説のとおりでございます。第1号は適合認定書の表示義務違反でありますとか、第2号は工事計画や施工状況等の報告義務違反、虚偽の申請とか、そういう違反でございます。第3号は立入検査の拒否ですね、妨害とか忌避した者に対する違反行為に対する罰則でございます。

第22条でございます。第22条は、罰則の適用者について規定したものでございます。直接の行為者だけではなく、所属している法人や行為を依頼した人にも適用するものでございます。両罰規定となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 第4章、第5章ですが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） ないようでしたら、全体的に第1章から第5章までの部分で質疑はございませんでしょうか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 政庁を中心にして回遊性を高めるということで、これは以前からも期待されていて、そういう声が多かったと思うんですね。こういう事業は大変いいことだというふうに思っています。

それで、これから本格的な工事、整備計画入られると思うんですが、これ4月1日に都市計画を決定して、その後の動きといいますか、整備計画で本格的な整備はいつから始まって、その整備内容ですね、差し当たってどこをどうするのか、その具体的な計画があればお伺いしたいと思います。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 本議会で制定、採決していただいて、7月1日公布を考えております。2カ月間の周知期間を経まして9月1日からこの地区計画条例の施行に入ります。地区計画条例の施行後は、これは制限条例になっていますので、もしここにこういう店舗を建てられるとかこういう建築物を建てられるとか広告物を立てられる場合に申請していただいて協議させていただいて、この規定どおり適合するような建築物にさせていただくというものが趣旨となっておりますので、特にこの条例に基づいて何か事業を起こすということとはございません。ただ、一応ここ回遊性を高めるということを趣旨にしておりますので、例えば観光協会でありますとか商工会でありますとか、そういうところになるべく誘致をお願いする、回遊性を高めるための店舗を建築してもらおうとか、そういう誘致をしていただくような事業も行っていかなければ

ればならないと思っております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それで、その誘致の方法ですけれども、それはどういう形で進めていかれるのか。

○委員長（上 疆委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今都市計画課長のほうが申しましたけれども、観光協会とか私ども観光部署が観光担当部長も出来ましたので、そういう市内部のいろいろな協力を得ながらPRをさせていただくと同時に、また事業としましても今回こういう制定させていただいた後に、今政庁前の用地のバスの駐車場用地としての用地取得についても今事業としてさせていただいていますし、政庁跡の整備計画も文化財と都市計画課のほうでも実施していく予定ですので、そういう条例の精神的なものとか条文的なもの、あと目に見えるまちづくりといたしますか、そういうものをあわせてアピールをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） もう一点。

7月1日公布ですね。そうすると、さっき不適格なものを言っていたんですけども、これの取り締まりといたしますか、変更を促すとか、そういうこともやっぱり1日以降に進めていかれるんでしょうか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 建築物、建物については次回改築とかされるときにさせていただかないといけないんで、それについて広報でありますとかホームページでありますとか啓発は行っていきたいと思っております。広告物については、屋外広告物条例もございますので、それに基づいたパトロールとかも行って、もし違反であればお知らせしていくような形にはなると思っています。まだちょっと未確定な部分もございますけれども、周知期間の間にいろいろな手続や周知方法、啓発方法について考えていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） じゃあ、私のほうから1件お願いしますが、基本的に7月1日に施行するとなれば、問題はあそこの政庁前の用地が確保できていませんよね。これは、いつぐらいまでというのはまだ決まっていないんですかね。言えないところですかね。どちらですか。

建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 今委員長のほうにおっしゃっていただいたように、地権者協議とかがございますものですから、なかなかいつまでということが言えないという状況でございますけれども、私ども担当としてお話もお伺いしていますので、鋭意努力するという形で、今ここではそういう形で回答させていただくしかないかなと思っています。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） まあ今現在で難しいんでしょうけれども、基本的に政庁前のあそのの用地が確保できてからするほうがわかりやすいですね。営業の方が来る前にできるんだろうと思いますが、あの辺がで上がらなるとなかなかメインがないんであってね、だからそういう部分ではどこからどうしていいのかというのが、手を上げる人も少ないんじゃないかなと思うんですね。だから、そういう部分では大変とは思いますが、あそのの用地を早目に、早急に購入していただくように頑張っていたいただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、これから討論を行います、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手でございます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第69号 太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例を廃止する条例について

○委員長（上 疆委員） 日程第2、議案第69号「太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例を廃止する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 議案第69号「太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例を廃止する条例について」ご説明させていただきます。

この条例は、福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可申請手数料に関する規定を定めたものでございます。後ほどご審議していただきます議案第70号「太宰府市屋外広告物等に関する条例」第37条に許可申請手数料に関する事項を統合したことから、この条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

これから質疑を行います、質疑はございませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） この条例を廃止するという事なんですけれども、例えばこれを管理する上で何か問題点、この廃止するに当たって、条例がなくなることによってこの管理機能が変化したり変わったりしないんですかね。そのあたりがちょっと心配なんですけれども。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） これは、あくまで屋外広告物の申請に関しまして、申請時に許可申請手数料といって面積当たり幾らという手数料を払っていただく条例でございます。これを今度新しく次に審議していただきます条例の中に同じような条項が入っておりますので、切れ目はございませんので、それでまた同じように運用していく形になりますので、管理上問題はございません。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 統合するということなんですけれども、その手数料が実際に変わったとか新規に何か手数料がかかってくるのか、そういうものはありますか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 手数料の金額、かけ方自体はもう変わりません。そのまま引き継ぐような形になります。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手であります。

よって、議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第70号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について

○委員長（上 疆委員） 日程第3、議案第70号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 議案第70号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の制定について」
ご説明させていただきます。

これにつきましても、章ごとに説明させていただいて質疑をお受けするという形にしたいと思
いますが、いかがいたしましょうか。

○委員長（上 疆委員） はい、それをお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） では、そういう形で進めさせていただきます。

説明は、事前にお配りしております逐条解説と、先日全員協議会で使用しました条例案の概
要を使用させていただきます。

条例案の概要は、条文の並び等多少異なりますので、前後するところがあると思いますが、
ご了承いただきたいと思えます。

まず、目次でございます。

本条例は6章及び42条立てとなっております。

まず、第1章でございます。総則でございます。

第1条、目的でございます。目的は、ここがございますように屋外広告物等について必要な
規制を行うことによって良好な景観を形成すること、風致を維持すること、公衆に対する危害
を防止することとしております。

2ページをお願いいたします。

第2条でございます。第2条は、定義規定でございます。本条例に使用します用語の定義を
定めるものでございます。屋外広告物法で定められてない特定屋内広告物についても、本市の
景観形成の必要性から定義しております。この特定屋内広告物とは、屋内からガラス越しに屋
外に向けて表示する広告物でございます。具体的にはガラスの内側から外に向けて張るような
営利目的のポスターなどでございます。

次、第3条でございます。

2ページから3ページにかけてです。

第3条は、市民、事業者、広告主、市それぞれの責務について定める規定でございます。こ
の条例の目的でございます屋外広告物の景観形成を達成するためには、さまざまな主体が参画
する必要があります。また、そのためにはその主体ごとのそれぞれの立場でかかわることが大
切となります。特に広告主は、責務を明確に示しております。

次、第4条でございます。第4条は、この条例を適用するに当たって国民の基本的人権を不
当に侵害しないよう留意すべき旨規定しております。この条例は、あくまで広告物の表示また
は設置に関する際に市長の許可を受けなければならないことや、設置等の基準や禁止する区域
などを定めたものですので、広告物の内容や表現を規制するものではなく、国民の基本的人権
や言論の自由を規制することを目的とするものではないことを明記しております。

以上が第1章でございます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

第1章の第1条から第4条までですが、質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それじゃ、第2章をお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） 次、第2章に参ります。

第2章、屋外広告物及び掲出物権の制限でございます。

ここからは、全員協議会で使用しました屋外広告物等に関する条例案の概要もあわせてごらんください。

条例案の概要は、3ページになります。

第5条でございます。第5条は、禁止地域として屋外広告物等を表示または設置できない地域について規定したものでございます。具体的には、第1種住居専用地域など良好な住環境を保全する必要がある地域や、史跡及び保安林、また脇見運転防止など交通安全の面から高速道路等から展望できる区域は禁止地域としております。

次、第6条でございます。第6条は、屋外広告物等を表示または掲示することができない物件を規定したものでございます。具体的には、本条文中の物件となりますが、例えば広告物が信号機、歩道柵など道路の附帯設備に表示されますと自動車の安全な運行に支障を来すおそれが高くなり、事故の発生も考えられます。また、街路樹などに表示された場合は町の美観を損なうこととなります。そのため、公衆に対する危害防止あるいは良好な景観の形成を図る目的から、表示等を禁止する物件を定めたものでございます。

次、第7条でございます。第7条は、許可を受けて屋外広告物等を表示または設置できる地域を定める規定でございます。

条例案の概要は、4ページでございます。

太宰府市は、第5条の禁止地域と、後ほどご説明いたします第8条の広告物景観育成地区を除いては全て許可地域となります。

また、第2項につきましては、条例案の概要の13ページをごらんいただければと思いますが、大規模な広告物につきましては眺望景観に影響を及ぼすことから事前協議の対象とさせていただきます。許可申請の30日以上前に協議をお願いすることになります。

6ページをお願いいたします。

第8条でございます。第8条は、太宰府市域の中で特に屋外広告物景観施策の上で重要な地区を4地区定め、個別基準を定める旨規定したものでございます。

条例案の概要は、5ページになります。

地区といたしましては、1つ目の地区が政庁通り地区、ここは2つのゾーンを設定しております。住宅地ゾーンと商業地ゾーンでございます。2つ目の地区として参道、小鳥居小路地区、ここは天満宮周辺の景観形成上欠かすことができない地区となっております。3つ目の地区として、宇美方面からのさいふまいの道地区、ここは江戸時代からさいふまいの道で、

連歌屋交差点から三条地区の内山入り口までの道沿いの地区となります。4つ目の地区として、竈門神社前地区、ここは近年参拝客の増加に伴い小規模な看板が立ち始めましたので、一定のルールで景観形成を図る目的で設けております。

次、7ページから8ページになります。

第9条になります。第9条は、市が広告物協定を認定する規定でございます。地域の町並みと調和したすぐれた広告景観をつくり出すために、その地域に住んでいる人々が広告物の色彩や意匠などについて条例の範囲内でみずからの町にふさわしい自主的な取り決めを行い、これを市長が認定する制度になっております。広告物協定で定める項目及び市の技術的な支援や助言、指導、並びに協定廃止の手続について規定をしております。

8ページから10ページになります。

第10条になります。第10条は、他の法令で公共上やむを得ないもの、工事や祭礼等で一時的なもの、並びに広告物の面積が条例で定めております基準以内のものについては、この条例の適用から除外いたします。詳しくは、条例案の概要の15ページの8に記載しております。詳細な説明は省略させていただきます。

次、第11条になります。第11条は、この条例の施行後、新基準で不適合となった場合や、また適法に表示を行っていた地域や物件がこの条例の施行により新たに制限が加えられることとなった場合でも、広告物の変更や改造を行わない限り、引き続き表示等ができる経過措置を規定したものでございます。

次、11ページでございます。

第12条でございます。第12条は、表示または設置することができない広告物について規定しております。

条例案の概要につきましては、前に戻っていただいて3ページの2となります。

老朽化し景観を損ねている広告物や倒壊のおそれがある広告物、また信号機や標識などへ掲示するなど道路交通に支障を来す広告物の表示はできません。

次、12ページになります。

第13条でございます。第13条は、広告物の許可期間と広告物の許可申請時や更新申請時の点検結果の報告義務を規定したものでございます。広告物の許可期間は、3年以内といたします。具体的には、固定の広告物については3年、簡易な広告物については1カ月などとしております。

この逐条解説に記載しておりますが、これまでは点検報告の規定は任意に規定してよかったです。札幌市の落下事故により条例で規定するよう国から通達がっております。本市におきましては、県条例の運用時からこの点検報告の添付を義務づけております。

次、第14条でございます。第14条は、広告物の変更や改造があった場合の変更許可申請について規定しております。ただし軽微な変更は除かれます。

13ページでございます。

第15条でございます。第15条は、屋外広告物の表示または設置についての許可基準について規定しているものです。内容は、規則に委任しておりますが、詳しくは条例案の概要の6ページから12ページに記載しております。

まず、条例案の概要の6ページの共通基準といたしましては、イメージ図にございますように広告物をばらばらに表示するのではなく集約化を図ること、周囲の町並みや山並みから突出せず町並みや山並みに調和したものとすること、建物に表示する看板の形態意匠などはその建物との調和を図ることなどとしております。

先ほどご説明しました観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画の地域の屋外広告物につきましては、地区計画の基準を適用します。地区計画のほうが若干厳しい基準となっております。

次に、条例案の概要の7ページに、形態意匠の基準を定めております。例えばここにお示しておりますとおり、参道、小鳥居小路地区の参道の店舗の看板の特徴となっております付け庇の上下にメインの看板を設置するような基準を設けておりますことや、次の2)に色彩と照明の基準を記載しております。色彩基準の概要といたしましては、ここでお示しておりますとおり鮮やかさの度合いとして日本工業規格マンセル値の彩度について基準を設けさせていただいております。また、照明につきましては8ページに記載をしておりますが、点滅や動きのあるものや映像を表示する広告物の制限を設けております。

次に、(3)として広告物の規模の基準を8ページから10ページに広告物の種類ごとに設けております。

次に、12ページをごらんください。

本市の条例の特徴的なものとして、4)に1敷地内に表示できる広告物の面積の総量の制限を設けさせていただいております。これは、先ほど共通基準でご説明しました広告物の集約化を図ることを目的として設けたものでございます。

簡単ではございますが、以上が基準の説明となります。

次、逐条解説の14ページをお願いいたします。

第16条になります。第16条は、許可された広告物に許可されたことを証する物を表示しなければならない旨の規定をしております。例えば、広告物に耐候性のあるステッカー等、気象等で劣化の少ないようなステッカーの貼付等を考えております。この運用方法につきましては、周知期間中に考える予定としております。

以上が第2章の説明でございます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

第2章はちょっと長い部分がありますが、これが第5条から第16条となっておりますので、質疑がございましたら、何条をと言っていて示してもらえればと思いますが、何か質疑がございませんでしょうか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 聞き損ねたのかもしれませんが、逐条解説の3ページかな、2ページのところで話があったかもしれませんが、開口部という窓から出すという部分で、第4条で国民の政治活動の自由云々というのがありますね。説明があったかもしれませんが、逆に今度は国民の側が、今ヘイトスピーチの問題などがあるので、そういうのはどこか、こちらは意思を、表現の自由を制限してはいけないというのが第4条は趣旨と思うけれども、今度は逆に国民の権利がその広告によって著しく傷つけられるような内容の広告等についての制限は、今回の条例では対象にはなっていないのかどうなのか。それは国のヘイトスピーチ法で対処するのかどうなのか。それをちょっと。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） この条例の中では、そういうヘイトスピーチの規制をする文言はうたっておりません。今国会のほうでヘイトスピーチの法律のほうがいろいろご審議されている状況でありますけれども、屋外広告物ではなく、そちらの法律の適用ということで考えております。この広告物、あくまで営利目的を持った広告物に対する規制ということで理解していただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 第13条、許可期間ということで、屋外広告物で3年以内という期間を設けてありますけれども、やっぱり事故が起きたらいかんということでしょうけれども。3年経過した広告物があるとしますよね、これは安全性を確認するために、3年経過しましたよというお知らせ通知なんかをこちらから出されるということですか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 今県の条例でも運用しておりますが、3年経過しようとする広告物については事前にお知らせ通知をしております、更新してくださいということですね。倒壊のおそれがやっぱりございますので、先ほど危害を防止するという趣旨にもございますように、点検結果の報告、屋外広告士とか一級、二級建築士の点検をしていただいた点検報告書をつけていただくようになっています。その中でその危険性を担保するような形になります。で3年ごとに屋外広告士であるとか一級、二級建築士の方が点検をしていただいて、その点検結果をつけて更新申請を3年ごとにしていただくという形になります。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんかね。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 広告物のその地区が広がりましたよね、4地区になったという。政庁通り、それから参道、小鳥居、宇美方面、竈門神社方面と。現在、新規のものはいいとしまして既存のもの。で政庁はさっき6件とおっしゃいましたね、違反広告がね。差し当たってやはり

奇抜な色のところがあるわけですね。こういったところに対してはどのような働きかけをされるのか。実際にどことは言いませんが、大体わかりますね、市役所の前にありますね。ああいったものも太宰府にはふさわしくないという声が聞こえているんですね。こういったところに対してはどのようなふうなアクションを起こされるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 先ほど6件、色彩等の不適格な広告物がございまして申し上げましたけれども、周知期間が来年の4月が施行になりますので今から6カ月ほどございまして、その間にやはり広報とかホームページ、あとはチラシ、パンフレット等をつくって啓発していく必要があると思っております。今後もパトロールとかを行いまして、もしそれに違反しておればお知らせをしていくような形にはなります。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それで果たして効果が出るかどうか、やはり奇抜なところは出向いて頭下げてお願いするという事は考えられていませんか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） パトロールの中でやはり見つければ出向いて、今までも過去にも出向いてお願いに行っております。そういう形で、今度は規模だけではなく色とかも関係してきますので、そういうところにつきましては、奇抜な色を使っているところにつきましてはなるべく抑えてくださいというお願いに参るようなことを、そういうことで対処したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかに。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 今回この条例に当たって実際にじゃあどれぐらいの割合で、パトロールと先ほど言われていましたけれども、そういった管理していく体制ですね、この運用計画はどのように考えてらっしゃるのかちょっとお示しいただければ。

○委員長（上 疆委員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） ありがとうございます。実は私どももこの条例をして、名ばかりだけじゃなくてやはり実効のあるものにしていく必要があると思っておりますので、都市計画課だけではなくて建設経済部とかも現場に出たりもしていますので、それとかあと全市的にそういう見守りとかパトロールとか、そういう目で私ども職員がきちっと見ていくということは必要なかなというの今思いますし、先ほどの橋本委員の質問とちょっと回答がかぶるかもしれませんが、要は太宰府市がどういうまちづくりをやっているかということのPRをきちっと、今までもやっていたけれども、今からも本当にこれからますます大事になってくると。で太宰府市に住まれる方、太宰府市で営業等々される方については、やはり太宰

府市というのはそういう景観行政団体ということで、全国で500ぐらいある行政団体の一つでもありますし、そういうまちづくりをやっているんだということを今後ますますアピールしていく必要もあるというふうに思っていますので、そういう外へのアピールと、あと内部の市のそういう各関係団体とかへの周知等々も含めてあわせてやっていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

ほかにないですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、第3章からお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） 次は、第3章でございます。

ページ数は14ページになります。

第3章、屋外広告物及び掲出物件の管理、監督等でございます。

第17条でございます。第17条は、屋外広告物の管理義務について規定をしております。これも、先ほどご説明しました札幌市の落下事故を受けまして責任の所在を明確にしたものでございます。

次、第18条でございます。第18条は、許可期間が満了したこと、許可条件違反や許可基準違反による取り消し、広告物を表示する必要がなくなった場合の広告物の除却義務を規定したものでございます。

15ページでございます。

第19条でございます。第19条は、許可条件の違反があったこと、変更許可申請を怠ったこと、違反措置命令違反、並びに虚偽の申請があった場合は許可を取り消すことができるものとしております。

次、16ページでございます。

第20条でございます。第20条は、屋外広告物等の管理を行う際の管理者の設置義務についての規定でございます。張り紙や立て看板、のぼり旗などの簡易な広告物や電柱などを利用する看板以外の固定の広告物については、一級、二級の建築士または屋外広告士が管理者とならなければならないとしております。

第3項に、点検規定を設けております。これも札幌市の事例により明文化したものでございます。

第21条でございます。第21条は、第20条の規定に基づいて広告物管理者を設置した場合の届け出義務について規定しております。具体的には、屋外広告物の管理責任の所在を明らかにするため、広告物管理者を設置した上で許可申請時にこの届け出を必須としたものでございます。

17ページ、第22条でございます。第22条は、違反行為に対する措置命令や除却命令等の措置

について規定しているものでございます。また、屋外広告物の所有者等が不明な場合の措置方法として、行政代執行による除却等についても規定しております。

18ページに参ります。

第23条でございます。第23条は、所有者等が不明な屋外広告物の除却等を行い、保管した場合の所有者へ返還するための公示事項や公示方法について規定したものでございます。具体的には、この条文に規定されております項目を14日間公示するものでございます。また、簡易な広告物については2日間の公示となります。

第2項第2号の規定は、特に貴重な広告物の掲示期間を規定しております。この期間は3か月以上とされております。この特に貴重な広告物というのは、高価な素材を利用したものでありますとか文化財的な価値があるものを意味しております。

次、19ページになります。

第24条でございます。第24条は、屋外広告物法では、保管していた広告物が滅失もしくは毀損するおそれがある場合や、公示期間を経過してもなお返還できなかった場合に、広告物を評価して保管する費用や手数がこの評価額を上回る場合には、この広告物を売却し換金した上で、この代金を保管することができるということになっております。この保管している屋外広告物の価格を評価する方法を規定したものでございます。

次、20ページになります。

第25条でございます。第25条は、第24条で換金する際の売却方法について規定しております。基本的には競争入札にて売却となりますが、入札者がいない場合や競争入札が適当でない場合には随意契約となります。

次、第26条でございます。第26条は、除却後、保管した告示日から広告物が売却可能になるまでの期間を定める規定でございます。第23条でご説明しました公示期間経過後、売却可能となります。張り紙、立て看板、広告旗等移動可能な簡易な広告物は2日間、特に貴重な広告物は3か月、それ以外は2週間となっております。

次、21ページになります。

第27条でございます。第27条は、保管した広告物や売却した代金を変換する場合の手續について定める規定でございます。その広告物に対する被返還者の権原の明示を要求いたします。

第28条でございます。広告物が公衆に危害を及ぶおそれがある場合など、必要がある場合には広告物の所有者から資料要求や立入検査を行うことができる旨規定しております。これはあくまで広告物の景観や安全上行われるもので、犯罪捜査のため行うものではありません。

次、22ページでございます。

第29条になります。第29条は、広告物の所有者等に変更があった場合には、従前の手續の効力が新所有者等にも継承される旨の規定をしております。

以上が第3章でございます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（上 疆委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、第3章の第17条から第29条までの部分についてご質疑はありませんでしょうか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 済みません、19ページの第24条の一番下の、専門知識を有する者の意見を聞くとありますが、具体的にはどのような方を指してここは書いてあるのか、そのあたりがちょっと私よくわからなかったのでお示しいただければと思います。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 特に貴重な物と先ほどご説明した部分がございますけれども、文化的なものには文化財の専門的な知識を有する者であったり、あといろいろな物件によって価値が高いものについてはそれぞれ専門家がいらっしゃいますので、その専門家の方をお願いするような形になります。特にどの方という特定はしておりません。そこその専門の方、材料についてどういう価値を有しているとか、そういう専門的な方をお願いして評価をしていただくような形になると思います。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） じゃあ、それは所管のほうでこの方にお聞きしようという考えのもとで行っていく、その都度対応すると、個別的な対応という形ということでよろしいですかね。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） はい、その都度対応させていただきたいと思います。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

第4章をお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） それでは、逐条解説の23ページになります。

第4章でございます。

第4章、特定屋内広告物に関する制限及び管理、監督等でございます。

この特定屋内広告物は、屋外広告物法の対象外となっておりますが、京都市や金沢市、萩市など歴史的な町並みを有する都市に先行事例がございます。本市も先行都市に倣い取り入れたものでございます。

第30条でございます。第30条は、特定屋内広告物の適用基準について規定しているものでご

ございます。屋外広告物の重点地区であります屋外広告物景観育成地区内の特定屋内広告物が対象となります。基準につきましては、規則に委任しておりますが、具体的な内容は条例案の概要の14ページをごらんください。

建築物の1階以下の部分の窓面、ここでは開口部と表現しておりますが、この窓面の面積の10分の5以内、また2階以上の窓面は10分の3以内まで掲示することができることを基準としております。屋外広告物と同様に色彩基準も設けております。広告物ですので少し目立つ色は仕方ありませんが、ここに掲げておりますマンセル値を超えるものは表示可能面積の2分の1以下の使用とさせていただきます。

逐条解説の24ページをお願いします。

第31条でございます。特定屋内広告物の届け出について規定しております。建築物の1つの立面の特定屋内広告物の面積が5㎡を超えるときは事前の届け出をお願いしております。

次、第32条でございます。第32条は、特定屋内広告物の表示についての基準適合への努力義務を規定したものとなっております。特定屋内広告物については、設置の停止や除却命令等の措置はありますが、第37条の許可申請手数料の徴取や第6章の罰則の対象となっておりますことから、この努力義務規定を設けたものでございます。

逐条解説、25ページをお願いいたします。

第33条及び第34条の2つとも一緒にご説明しますが、第33条及び第34条の規定につきましては、屋外広告物として規定しております第22及び第28条の規定と同様の規定でございます。特定屋内広告物につきましても違反行為に対する停止措置や除却命令等の措置、並びに立入検査を行うことができることを規定しております。

以上が第4章でございます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

第4章の第30条から第34条まで、質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） ないようですので、第5章をお願いいたします。

○都市計画課長（木村昌春） 第5章に参ります。

逐条解説の26ページをお願いいたします。

第5章、雑則でございます。

第35条でございます。第35条は、規制地域や規制物件の指定や変更または解除、広告物協定地区の認定、許可基準の制定や変更を行う場合には、景観審議会でございます景観・市民遺産審議会の意見を聞くこととしております。

次、逐条解説の27ページから28ページになります。第36条でございます。第36条では、禁止地域や禁止物件、広告物景観育成地区等を指定または変更を行ったときの公示規定でございます。

次、第37条でございます。第37条は、屋外広告物許可申請手数料の徴取について規定したも

のでございます。許可申請手数料の額につきましては、この逐条解説の32ページ以降に別表として記載しております。手数料の額につきましては、現在運用を行っております太宰府市屋外広告物許可申請手数料条例の額を継承しております。また、広告物の種類により更新期間を定めております。新規で申請する場合はもちろんですが、継続して屋外広告物を掲示する場合も更新申請ごとに許可申請手数料の納付が必要となります。ただし、特定屋内広告物は、屋外広告物法の対象でないことから手数料の徴取はしないこととしております。

逐条解説の29ページをお願いいたします。

第38条でございます。第38条は、規則への委任規定でございます。基準の詳細につきましては、規則で規定しております。内容は、条例案の概要の6ページから12ページに記載しておりますとおりでございます。説明につきましては省略させていただきます。

以上が第5章となります。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

第5章の雑則の第35条から第38条に何かご質問はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、第6章をお願いします。

○都市計画課長（木村昌春） それでは、第6章と附則をあわせてご説明させていただきます。

まず、第6章でございます。罰則でございます。

第39条、第40条、第41条は罰則としてそれぞれ罰金刑を規定したのになっております。罰則につきましては、県条例の内容を引き継いでおります。そのまま罰則を規定しております。

逐条解説の30ページをお願いします。

第42条でございます。第42条は、法人の従業者や個人の代理人が違反行為を行った場合には、その法人や依頼した個人に罰金刑を科す両罰規定でございます。

最後に、附則となります。

条例の施行期日、現在県条例が適用されているものの取り扱い、現在この条例に基づく基準に適合していない広告物の取り扱い等を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

第6章の罰則と附則についてですが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 全体的に質疑はございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 手数料ですけれども、その金額はこれはもう県条例と合致しているという。近隣もそうでしょうし、その辺をちょっと確認してお伺いいたします。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 近隣と一緒に。県条例とも合致しております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにないですか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前11時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（上 疆委員） 次に、日程第4、議案第73号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい歳入の補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議はありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず、2款2項1目企画総務費、地方創生（創業塾応援）事業費及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 補正予算書の10ページ、11ページ、2款2項1目企画総務費、992地方創生（創業塾応援）事業費、19節負担金補助及び交付金、創業意欲喚起セミナー開催補助金300万円の増についてご説明いたします。

本事業につきましては、市内创业者の増加と新規創業や事業拡張による雇用の創出を考え、地方創生加速化交付金300万円を活用し、創業意欲喚起セミナー開催補助金として市と商工会、アントレプレナーコース、いわゆる起業家コースでございますけれども、こちらを持っております日本経済大学と連携により実施するものであり、事業主体として予定しております太

宰府市商工会に事業補助金として交付するものです。また、さらに創業に対する意欲喚起、セミナー等への集客において、筑紫野市とも地域間連携を図りながら共同で実施するものであります。

セミナーの主な対象者といたしましては、本市は学生や若者を、筑紫野市は主に女性を対象として実施するものでございまして、若くして起業した男女それぞれの経営者による講演会の開催やセミナーの開催などを通し、起業、創業することの魅力などを伝え、一人でも多くの方の地域内での創業意欲の喚起につながりますように実施してまいりたいと考えております。セミナー後は、商工会が創業支援事業の一環として実施しております創業塾につなげてまいりたいと考えております。

なお、申請しております交付金事業が不採択となった場合は、今回につきましても本事業は実施しないこととし、歳出予算は不用額として処理させていただく予定にしております。

関連がございますので、補正予算書8ページ、9ページをごらんください。

14款2項1目総務費国庫補助金、1節企画費補助金、地域経済活性化支援事業補助金10分の10の300万円の計上でございます。この歳入予算につきましては、経営企画課によって総務文教常任委員会にてご報告をいたしておるところではございますが、関連がございますのであわせてこちらもご説明させていただきます。

この交付金は、平成27年度国の補正予算により設けられたもので、10分の10の交付金制度でございます。この交付金につきましては、去る3月議会最終日の別の事業内容で提案し、可決承認をいただきましたが、その後この事業が不採択となっていたところでございます。このたび同交付金の2次募集がございましたので、事業内容を再検討し、ただいまご説明いたしました本事業を再度申請しているものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

関連でしたので、歳入歳出ともにあわせて質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、次に進みます。

12、13ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費について説明をお願いします。

観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 7款1項2目商工振興費、270商工振興費、19節負担金補助及び交付金600万円の増についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、地域経済活性化支援事業補助金、いわゆる太宰府ととく商品券事業費の補助金として商工会に支出するものでございます。例年本市では9月以降に販売をいたしておりましたが、本年は筑紫地区の商工会の会議によりまして筑紫地区で発売日をそろえるということが申し合われましたことを受けまして、6月25日から販売を開始するというこ

とになったものでございます。販売総額は1億2,000万円で、うちお買い物券が7,000万円、リフォーム券5,000万円で、プレミアム率は10%の1,200万円でございます。プレミアム率が補助金で賄われ、県補助金が400万円、商工会は実施主体として自己資金200万円、市が2分の1の600万円となっております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） これは地域活性化というそういう狙いでしょうけれども、経済の活性化、これは本年で何回目になりますかね、実施されて。聞いたかったのは、これまでずっと実施されてきまして、その取扱店、こういったものが増えているかどうかというのを聞いたかったんですよ。加盟店ですね、要するに。

○委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 何回かというのはまだ私も把握しておりません。加盟店につきましては増加傾向にございます。大型店舗も含めて毎年増えておるところでございます。また、ここの名簿ですね、チラシがございますけれども、チラシにない店舗も相談によっては受け付けるということもいたしておまして、その受け付けた業者が来年また加入していただくという効果も受けておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 今回総額1億2,000万円、工事券が5,000万円、お買い物券が7,000万円という配分になっていますね。工事券は太宰府特有だというふうにお聞きしていますが、その内容についてちょっと教えていただけませんか。これはテレビ等でも扱われましてね。

あともう一点は、その事業者の方がやっぱり喜んでいらっしゃるのか。工務店あるいはそういった工事を担当される方々が、どういうお声が聞こえてきているのかお知らせいただければと思いますが。

○委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 住宅リフォーム工事券としまして今年も5,000万円販売を予定しておるところでございます。1冊当たり販売価格が5万円でございます。そのうちそれにプラス5,000円の1割分としてプレミア分がついているところがございます。発行枚数が大体1,000冊でございます。こちら好評につきまして前回よりも少し販売額を増やすということも聞いております。

こちらは、取扱店舗につきましては商工会の会員、非会員を問わず太宰府市内に事業所があり商工会に販売加盟店を登録した事業者が受けておるところでございます。関係機関も7月から来年の1月末までということで事業を行っております。こちらは非常に好評ということ

を聞いております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 従前は9月だったということで、筑紫地区足並みをそろえようということで6月25日、これは何もしとらんやろ、まだ市民には。今日の決裁終わって、今年は6月25日からしますよというのは最終日で可決してからやろ。そうすると、私たちみたいなのはもう今日知るじゃん。だから、早う申し込もうって。今日傍聴しとんしゃる人たちもそうよ。人よりも早く知るじゃん。公平性を欠くような気がするたいね。だから、統一することはいいと思う、前倒しで、これ非常に人気があるんですよ、それはそれで。しかし、その本会議が終わって可決して、市民の皆さんたちに今年は6月ですよといったときに特定の人たち、私たち含めて特定の人かどうかわからんけれども、このことを早う知った人は、あるいは気づかなきゃ今年も9月だなと思っている人はゆっくり構えておられる、しようと思うとって。ところが、非常に敏感に今日の情報を知った人は、もう25日になるとぼつと行くという。何か、そこら辺は公平性をやや欠くのじゃないかと。だから、例えば今年は従前どおり9月にして、いいかどうかわからんよ、来年度からは地区地区に足並みをそろえますから来年度から9月が6月になりますよって言わないと、今月議会終わるの23日やろう。その辺はどういうふうに感じておられます。

○委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） この件につきましては、筑紫地区の商工会のほうで6月ボーナスを狙って販売をしたいという意向がございまして、実は商工会自体も動きしております。で6月1日の広報にチラシを入れたところでございます。

確かに議会軽視というご意見を頂戴するというものは、こちらのほうも意見としてお出しをいたしましたけれども、まずは今年ももう6月末で販売をしたいという意向がございましたので、まずは商工会のほうで全て単独で行うと。で補正予算が通りまして、実際は精算の時点で市の補助金を、プレミアム分を商工会にお出しするというところで一定了解をしたところでございます。

○委員長（上 疆委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） なら、それでいいですたいというふうにはいかんような気がするっちゃね、これ。まあなかろうと思うけれども、否決されたら財源保障なくなるやん。先走りやん、商工会は。そこは慎重に今後やっておかないと、例えば先ほどのように国の法律がだめになったときには市は市で独自でやりますよという財源保障があればそれはいいかもしれないけれども、さっきの歳入のお話の折に100%でしょう。だから、来るわけやから否決ということは基本的にならんとは思いたい、来るからね。そこは手続論としてはしっかり関係機関には話をしとって、少なくとも議会で最終日の夕方に出すだとか、その辺は、これは十分行政の方はおわかりと思うけれども、自分ところの財源じゃないからそんなクレームがつくようなことは

ないと思うたい、今部長言うようにね。10の10やから。でも、我々議会人としてはそこはちょっと物申しとかんといかんかなというふうに思います。

以上。

○委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 今のご意見、十分に承って、次回にきちんとつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

ほかにありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） ここにチラシがあるんですよ、いただいています。今回は25日、26日で販売するということですが、販売場所が太宰府市商工会館1カ所のみなんですか、これは。どうして1カ所になったのか。今までは分割していろいろなところで扱ってましたよね。これで混乱を非常に来すんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺はどうなんでしょう。

○委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 去年は20%のプレミアム率ということで販売をいたしておりますけれども、今年は10%のプレミアム率ということで、販売につきましては即完売ということにはちょっとなりづらいだろうという。去年は非常に好評だったために予約申し込みという制度をとりましたけれども、今回はそこまでのすぐに売り上げが出ることはないだろうという予測もございまして、商工会のほうが販売の期間というのも実際、決定から印刷、発行までの時間もございまして、商工会1カ所で行うということを主催者であります商工会が決めてありましたので、このような形になったということでございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 先ほど何年から行ったかということでございまして、平成21年から今年で8回目でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 次に進みます。

同じページですが、7款1項4目観光費について説明をお願いします。

観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 次に、7款1項4目観光費、291観光事業推進費の01報酬の180万円の増、及び7節賃金211万2,000円の減についてご説明いたします。

本年3月議会の市長の施政方針の中で国際観光専門官の設置を述べられましたが、週3日の嘱託職員としての任用ではなく、地方自治法第174条の、専門の学識経験を有する者の中から普通地方公共団体の長がこれを選任するとする専門委員制度の活用を指示がありました。国際的視野を持ち、欧米、アジアとの太いパイプを持つ専門委員を選任するという方向性を示されました。このことから、当初予算計上いたしておりました週3日の嘱託職員の勤務体系、いわゆる賃金から非常勤特別職の専門員、国際観光政策専門委員として選任、報酬へと予算科目を見直すこととなったことから予算の変更をお願いするものでございます。

月額17万6,000円の賃金、年額211万2,000円を減額し、月額20万円の9カ月180万円を新たに計上するものでございます。任用につきましては、本年7月1日から平成29年3月31日までの9カ月といたしております。

なお、任用に当たりましては、太宰府市専門委員設置規則を設け運用することといたしております。

以上でございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

これについて質疑はございますか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 芦刈市長の肝いりで、いわゆる観光アドバイザーの件だろうと思うんですが、選任するまでの経過が非常に曖昧。市長の思いと担当者の考えが相当ずれていた、たしか大学の教師か何か話があっていて、実際は市長の思いのとおりには役所には来れないと、であれば断るよみたいな話があったやに聞くんよ。だから、市長の思いと現実に来られる大学の教授があって、今変わったかどうかわかりませんが、どうもそごがあったような気がするし、これは本人が直接市長が会ってそういう説明をされたのか、担当者が行って説明されたのか、どうもこの市長の思いどおりには当初はいつてなかったやに聞いているんで、それが明らかにされる部分があればしておかないと、週に3日とかという話はとてもじゃないけれども無理だみたいな話をされたみたいな話を聞いているんですが、少しもうちょっと丁寧な経過は説明はできますかね。できない。

○委員長（上 疆委員） 観光推進担当部長兼観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 当初予算のときには週3日の嘱託職員としての雇用をお考えだったということでございますけれども、実際にその方を任用しようとするすと、ほかに仕事を持ってあられたものですから、嘱託職員としての常勤職は地方公務員法に触れますので、その形態では雇用はできないということをおっしゃられましたので、その方をどう雇用するのかということで地方自治法第174条により特別非常勤の専門員という形態に変えたところでございます。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 私も村山委員と同様な思いでございました。今回変更されたその金額に

ついて細かいことは余り言いたくないんですが、基準額20万円というこの算定基準がどうなのかというところは今後検討をお願いしておきます。市民から聞かれたときには私たちもちよつとお答えしようがないので、そのあたり市長のほうに申し入れをお願いしておきます。

以上です。

○委員長（上 疆委員） 要望だけでいいですか。

ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） では、これについては質疑はありませんね。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑の漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 以上で本案に対する説明質疑は終わりました。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第73号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前11時50分〉

○委員長（上 疆委員） それじゃ、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（上 疆委員） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第64号 市道路線の認定について

○委員長（上 疆委員） 日程第5、議案第64号「市道路線の認定について」を議題といたします。

それでは、執行部の補足説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） それでは、議案第64号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

す。

議案書のページにつきましては22ページから25ページでございます。

今回認定を提案しております路線は、梅ヶ丘一丁目の江牟田池の南側に位置しております。路線名は江牟田26号線でございます。総延長146.52m、平均幅員6.13mの道路でございます。宅地開発により帰属を受けましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき路線認定を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

説明は終わりました。

お諮りします。

議案第64号については、質疑の前に委員会を休憩し、委員全員で先に現地調査を行うため、大宰府市議会会議規則第105条に基づき、議長に対して委員派遣承認を要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認めまして、委員全員で現地調査を行います。

なお、委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、いいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 委員の皆さんは、庁舎東側玄関にお集まりください。現地調査へはマイクロバスで出発しますので、再開については現地調査終了後連絡いたしますので。なお、現地調査の所要時間は40分ぐらいを予定しています。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○委員長（上 疆委員） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第64号「市道路線の認定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、採決を行います。

議案第64号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○委員長(上 疆委員) 全員挙手です。

したがって、議案第64号は可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午後2時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(上 疆委員) これから全体の意見交換を行います、ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで意見交換を終わります。

以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) ありがとうございます。

異議なしと認めまして、委員会の審査内容の結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任することに決定いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年 8月23日

建設経済常任委員会 委員長 上 疆